

香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年12月22日

香川県監査委員 宮 本 欣 貞
同 都 村 尚 志
同 鍋 嶋 明 人
同 仲 山 省 三

香川県監査委員規程第1号

香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

香川県監査委員事務局規程（昭和47年香川県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決) 第5条 略 2 略</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 事務局次長以下の職にある者の週休日の振替又は<u>4時間の勤務時間</u>の割振り変更を行うこと。</p>	<p>(専決) 第5条 略 2 事務局次長は、次に掲げる事項（以下「事務局次長専決事項」という。）を専決することができる。 (1)・(2) 略 (3) 事務局次長以下の職にある者の週休日の振替又は<u>半日勤務時間</u>の割振り変更を行うこと。</p>

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。